

しまね版特区推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県民の「自助と自立の精神」から生まれる各種さまざまな地域活性化の取り組みを支援するため、県固有の規制の見直しや、特例措置を講じることで、地域住民や民間事業者等の活発な活動を促進し、もって地域の活性化と地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 申請主体 市町村、NPO、住民グループ、民間企業等をいう。
- (2) しまね版特区 申請主体が特定の地域の活性化を図るために設定する区域であって、当該地域の特性に応じた特定事業を実施し又はその事業を促進するものをいう。
- (3) しまね版特区計画 申請主体が特定の区域を限って、当該区域の活性化を図るために作成する計画をいう。
- (4) 特定事業 申請主体がしまね版特区計画において実施しようとする事業で、規制等の特例措置の適用を受けるものをいう。
- (5) 規制等の特例措置 県の条例、規則、要綱等により規定された各種の規制、要件等の特例に関する措置をいう。(ただし、税財源の優遇措置等単なる財政的な支援を除く。)

(計画認定の申請)

第3条 申請主体は、しまね版特区計画(以下「計画」という。)を作成し、知事の認定を申請することができる。

2 計画には次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) しまね版特区の範囲及び名称並びに地域特性
- (2) 計画の実施がしまね版特区の区域に及ぼす地域活性化の効果
- (3) 特区区域において実施又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日

(4) 計画の概要

(5) 特区において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業ごとの規制等の特例措置の内容

(6) 前各号に掲げるもののほか、計画の実施に関し当該申請主体が必要と認める事項

3 申請された計画は原則、県のホームページで公開するものとする。

4 市町村以外から計画の申請があった場合には、知事は計画に関係する市町村の意見を聴くことができる。

(計画の認定)

第4条 知事は、前条第1項による認定の申請があった計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 計画の実施によって、特区の地域活性化が図られること

(2) 円滑な実施がみこまれ、かつ実施によって生じるおそれのある弊害に対しても、適切な代替措置が図られること

2 知事は、自らの権限に属さない事項について前項の規定による認定をしようとするときは、前条第2項第5号に掲げる事項について、関係する執行機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

3 前条第2項第5号の規制等の特例措置の内容を審査した結果、一定の区域を限って、規制の特例を設ける必要が無く、全県での規制の緩和等が可能となった場合は、計画の認定を要しない。

(特例措置)

第5条 知事又は前条第2項の規定による同意をした執行機関の長（以下「関係執行機関の長」という。）は、前条第1項の計画の認定又は第2項の協議に同意したときは、第3条第2項第3号の特定事業の開始の日までに同条同項第5号の規制等の特例措置を講ずるものとする。

2 前条第1項の認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）に基づき第3条第2項第3号に掲げる実施主体が実施する特定事業については、前項により講じられた規制等の特例措置を適用する。

(計画の変更)

第6条 申請主体は、認定計画の変更（知事が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、知事の認定を受けなければならない。

2 第3条第4項の規定は、前項の規定による計画の変更をする場合に準用する。

（報告の徴収）

第7条 知事は、第4条第1項の規定による認定（前条第1項の規定による認定計画の変更の認定を含む（以下「認定」という。））を受けた申請主体に対し、認定計画（前条第1項の規定による認定計画の変更の認定があったときは、変更後のもの。以下同じ）の実施状況について報告を求めることができる。

2 関係執行機関の長は、認定を受けた申請主体に対し、認定計画に係る規制等の特例措置の適用状況について報告を求めることができる。

（措置の要求）

第8条 知事又は関係執行機関の長は、認定計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定を受けた申請主体に対し、当該認定計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取り消し）

第9条 知事は、認定計画が第4条第1項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、又は、規制等の特例措置を設け特定事業に適用したことで著しい弊害がおこった場合には、その認定を取り消すことができる。この場合において、知事は関係執行機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係執行機関の長は、知事に対し、前項の規定による認定の取消しに必要と認める意見を申し出ることができる。

（アイディア提案）

第10条 申請主体は、過去に経験した規制事例をもとに規制等の特例措置に関するアイディアについて、知事に提案することができる。

2 提出された提案は、原則、県のホームページにおいて公開するものとする。

（アイディアの検討）

第11条 知事は、前条の規定により規制等の特例措置に関するアイデア提案を受けた場合には、その規制等の特例措置について検討し、結果を県のホームページにおいて公開するものとする。

2 知事は、自らの権限に属さない事項についての提案を受けた場合には、関係する執行機関の長に協議をし、その結果を前項により公開するものとする。

(事務)

第12条 しまね版特区の推進に関する事務は政策企画監室及びしまね暮らし推進課並びに規制等の特例措置に係る部局及び執行機関が相互に連携し、処理するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、しまね版特区の推進に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成17年3月16日から施行する。

第2条 知事は、この要綱の施行後5年以内に、この要綱の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

第1条 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

第2条 知事は、この要綱の施行後5年以内に、この要綱の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

第1条 この要綱は、平成25年4月16日から施行する。